

平成 30 年度神奈川県悪性新生物登録事業実施報告

1. 情報の収集

悪性新生物登録票の届出件数 92,030 件、死亡小票の採録件数 82,987 件、合計 175,017 件収集した。
令和元年 12 月末現在の総マスタ件数は 1,350,673 件であった。

2. 全国がん登録について

平成 28 年 1 月 1 日より「がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）」に基づき、国立がん研究センターにおいて「全国がん登録」が開始され、神奈川県立がんセンターは神奈川県知事より全国がん登録に関する業務を委任されている。全国がん登録では全ての病院が、原発性のがんの罹患情報の届出義務を負う。

平成 30 年は 421 届出医療機関（病院 341、診療所 80）より、92,030 件の届出があった（暦年集計）。

3. 地域がん登録の継続について

神奈川県ではこれまで蓄積されたデータの継続性を鑑み、全国がん登録の 26 項目に加え、病期「T,N,M,ステージ」の情報を収集している。現在、地域がん登録システムと全国がん登録システムが稼働している。

また、死亡票についても引き続き厚生労働省の承認を得て県下各保健所において作成した平成 29 年人口動態調査死亡票を採録した。

4. 生存確認調査

平成 24 年に診断された者で死亡情報のない 30,037 名を住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）と照合した。住基ネットで照合できなかった者は公用による住民票照会を実施し、予後の把握につとめた。住基ネットとの照合と住民票公用請求の実施により約 97%の予後が判明した。

5. データの利用

悪性新生物登録資料の研究的利用申請が 40 件、うち届出医療機関からの予後調査は 29 件であった。拠点・指定病院からの予後調査の申請が倍増している。

その他、神奈川県がん・疾病対策課による検診リーフレット作成のための 5 年相対生存率を提供した。
資料 7 にて詳細を報告する。

6. がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアルの改訂

個人情報を適正に取扱うため、がん・疾病対策課との協議により定めた「がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」を運用し、その実施状況の見直しを継続的に行った。